

# 令和7年度 六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金 のご案内

- 老朽化し周囲へ影響を及ぼすおそれのある危険な空き家を除却(解体及び撤去)する所有者等に対して、除却費の一部を補助します。

※補助を受けるためには、一定の要件があります。詳しくは本紙や町ホームページをご覧くださいのうえ、お問い合わせください。

## 補助金の額及び募集戸数

- ・除却に要する費用の3分の2  
(限度額80万円)
- ・2戸程度  
(予算の範囲内において先着順)

## スケジュール

申請期限  
令和7年12月26日まで  
※予算が無くなり次第終了となります。

## ● 補助対象要件

### 対象住宅

- ①～③の要件すべてに該当する住宅として使用されていた町内にある空き家(附属する門、塀を除く)
  - ① 一戸建ての住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅(長屋・共同住宅を除く)
  - ② 不良度の評点が100点以上(柱の傾斜、屋根・外壁が剥げているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの)
  - ③ 放置すれば周囲の生活環境へ影響を及ぼすおそれのあるもの

### 対象者

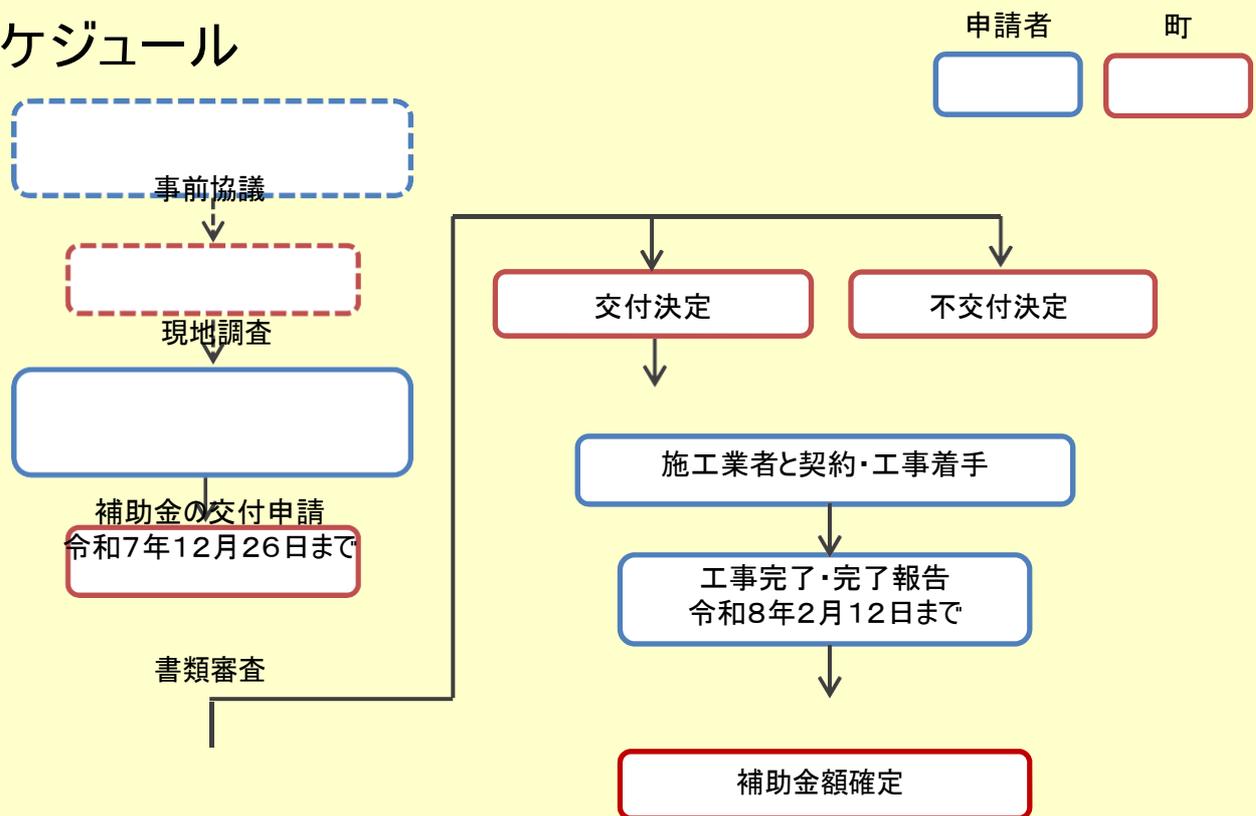
- ①及び②の要件いずれにも該当する方(営利を目的とする法人を除く)
  - ① 対象物件の所有者、対象物件の相続人、所有者又は相続人から除却についての同意を得た方
  - ② 町税等の滞納がない方(※所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意、所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意が必要)

### 対象工事

以下の要件に該当する除却工事

建設業法第3条第1項に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた者又は建設リサイクル法第21条第1項に規定する登録を受けた者が行う工事

## ● スケジュール



## ● その他

### 事前協議

補助の条件のうち、不良度の評点については、事前協議（現地調査）の申込みが必要です。後日、町から不良度の判定結果が通知されますので、対象となる場合は交付申請の手続きをすることができます。

### 注意事項

- ① 空き家を除却することで住宅用地特例の対象外となり、土地の固定資産税等が増額になる場合があります。
- ② 不良度の判定を行うため、町職員が敷地に立入り現地調査を実施します。
- ③ 申請者が相続人である場合は、工事完了後、すみやかに宅地の所有権移転登記をしなければなりません。

## ● 必要書類及び詳細について

補助対象条件や必要書類など、詳細については六戸町のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは建設下水道課の窓口へ備え付けているほか、町ホームページからダウンロードすることができます。

六戸町HP → 住まい・まちづくり → 住まい

## ● 問い合わせ・申し込み先

六戸町建設下水道課 空き家対策係

〒039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60 TEL 0176-55-4610 FAX 0176-55-2884